

入所利用料金表

別紙  
No.1

項目		摘要	金額(円)		
			2人部屋 4人部屋	個室 (1人部屋)	
基本型 基本サ ービス 費	要支援1、2【介護予防】	ご利用になれません			
	要介護1	日額	850	769	
	要介護2	日額	904	818	
	要介護3	日額	974	888	
	要介護4	日額	1031	947	
	要介護5	日額	1085	1000	
	強化型 基本サ ービス 費	要支援1、2【介護予防】	ご利用になれません		
		要介護1	日額	934	845
		要介護2	日額	1016	926
		要介護3	日額	1087	995
		要介護4	日額	1150	1056
要介護5		日額	1206	1115	
外泊時費用		一ヶ月のうち6日を限度として 上記の施設サービス費の代わりに算定します。	388		
介護 保 険 対 象	個別 サ ー ビ ス 費	初期加算(Ⅰ)	入所日から30日以内を限度に加算します。	65	
		初期加算(Ⅱ)	入所日から30日以内を限度に加算します。	33	
		短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	日額(ご入所の日から3ヶ月以内)	277	
		短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	日額(ご入所の日から3ヶ月以内)	215	
		認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	日額(ご入所の日から3ヶ月以内 最大週3回)	258	
		認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	日額(ご入所の日から3ヶ月以内 最大週3回)	129	
		リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	月額	57	
		リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	月額	36	
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	日額	55	
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	日額	55	
		自立支援促進加算	月額	322	
		科学的介護推進体制加算Ⅱ	月額	65	
		安全対策体制加算	月額(入所中1回)	22	
		夜勤体制加算	日額	26	
		サービス提供体制強化加算Ⅲ	日額	7	
		認知症ケア加算	日額	82	
	若年性認知症利用者受入加算	日額	129		
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	月額	4		
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	月額	14		
	排せつ支援加算Ⅰ	月額	11		
	排せつ支援加算Ⅱ	月額	16		
	排せつ支援加算Ⅲ	月額	22		
	経口移行加算	日額(経管栄養の方)注①	30		
	経口維持加算(Ⅰ)	月額(著しい摂食機能障害の方)注②	429		
	経口維持加算(Ⅱ)	月額(摂食機能障害の方)注③	108		
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	月額	118		
	療養食加算	1食	7		
	栄養マネジメント強化加算	日額	12		
	ターミナルケア加算	日額(死亡日以前31日以上から45日以下)	78		
		日額(死亡日以前4日以上から30日以下)	172		
		日額(死亡日前日および前々日)	976		
		日額(死亡日)	2,037		

介護保険対象	再入所栄養連携加算	1回(療養食)	215
	退所時栄養情報連携加算	1回	75
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	1回	483
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1回	515
	試行的退所時指導加算	1回	429
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	1回	536
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	1回	268
	入退所前連携加算(Ⅰ)	1回	644
	入退所前連携加算(Ⅱ)	1回	429
	訪問看護指示加算	1回	322
	緊急時治療管理費	日額 3日まで	556
	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	日額 7日まで	257
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	日額 10日まで	515
	協力医療機関連携加算(1)	月額(令和6年度まで)	108
	協力医療機関連携加算(2)	月額(令和6年度から)	6
	かかりつけ医療連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	1回	150
	かかりつけ医療連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	1回	75
	かかりつけ医療連携薬剤調整加算(Ⅱ)	1回	258
	かかりつけ医療連携薬剤調整加算(Ⅲ)	1回	108
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	月額	11
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	月額(R6.5/1より)	11
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数×39/1000
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数×17/1000
	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×8/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数×71/1000	
その他利用料	居室代(1日あたり)	2人室・4人室	550
	居室代(1日あたり)	一般棟個室	2,000
	食費(1日あたり)	内訳:朝食460円、昼食830円、夕食830円	2,120
	おやつ代(1日あたり)	選択制です。	110
	日用品費(1日あたり)	選択制です。石鹸、ハンドソープ、ボディシャンプー、シャンプー、リンス、タオルセット、ティッシュ、髭剃り、入れ歯洗浄剤、歯磨き粉、の費用。☆希望により個別での提供もできますが、その場合は実費を頂戴いたします。	250
	教養娯楽費(1日あたり)	選択制です。クラブ活動やレクリエーションで使用する用品(パッチワーク、書道、絵画、歌謡曲、民謡、勝負師等)、季節イベント(秋祭り、クリスマス会などの出演者に対しての謝礼及び交通費、物品等)	200
	健康管理費	インフルエンザ予防接種などの費用です。	実費
	理美容代(カット代)		2,700
	テレビ視聴料Ⅰ・Ⅱ(1日あたり)	Ⅰ:テレビレンタル有 Ⅱ:テレビレンタル無	Ⅰ:184円 Ⅱ:157円
	私物洗濯代		別途お申込を承ります

- ※● 金額は法令で定められた単位を元に算出した額で、利用日数・回数により異なります。  
 ※● 介護保険対象の金額は1割負担額です。2割負担対象の方は倍額、3割負担の方は3倍額となります。  
 ※● 施設が行う花見、納涼会、クリスマス他などの行事、催し物の際には別に行事料として実費を申し受けます(希望制)。

注① 経管栄養にて食事を摂取されている方に対し経口移行計画を立案し管理栄養士による栄養管理を行わせていただいた場合に算定させていただきます。

但しその場合、各職種が協力して計画を推進します。また、ご本人、ご家族への説明を前提とします。  
 (計画作成日より180日間以内。但し、必要に応じ延長される場合があります。)

注② 経口にて食事を摂取されている方のうち、著しい摂食機能障害をお持ちの方に対し経口維持計画を立案し継続して経口による食事摂取を進めるための管理を行った場合に算定させていただきます。

(水飲みテストや頸部聴診法により誤嚥が認められる場合。)

但しその場合、各職種が協力して計画を推進します。また、ご本人、ご家族への説明を前提とします。

注③ 経口にて食事を摂取されている方のうち、摂食機能障害をお持ちの方に対し経口維持計画を立案し継続して経口による食事摂取を進めるための管理を行った場合に算定させていただきます。

(水飲みテストや頸部聴診法により誤嚥が認められる場合。)

但しその場合、各職種が協力して計画を推進します。また、ご本人、ご家族への説明を前提とします。

## 【 負担限度額 】

所得段階※		第1段階	第2段階	第3段階① 第3段階②	第4段階
食費		300	390	650 ① 1360 ②	2120
居住費	2人部屋 4人部屋	0	370	370	550
	個室 人部屋) (1	490	490	1310	2000

区分	対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護等を受給されている方</li> <li>世帯全員が市町村民非課税で、65歳未満の2号被保険者又は老齢福祉年金受給者</li> <li>預貯金額 1,000万円以下（夫婦の場合2,000万円以下）</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民非課税で、本人の公的年金収入額(※)+その他の合計所得金額が80万円以下</li> <li>預貯金額 650万円以下（夫婦の場合1,650万円以下）</li> </ul>
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民非課税で、本人の公的年金収入額(※) + その他の合計所得金額が80～120万円以下</li> <li>預貯金額 550万円以下（夫婦の場合1,550万円以下）</li> </ul>
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民非課税で、本人の公的年金収入額(※) + その他の合計所得金額が120万円超</li> <li>預貯金額 550万円以下（夫婦の場合1,550万円以下）</li> <li>預貯金額 500万円以下（夫婦の場合1,500万円以下）（令和6年8月～）</li> </ul>
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の方 ・世帯に課税者がいる ・市町村民税本人課税者</li> </ul>

※1 世帯・・・本人が属する住民基本台帳上の世帯(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円(単身の場合は、本人の額が1000万円)

※3 基礎年金、厚生年金、共済年金等の障害年金、遺族年金の収入額をいいます。

2024年4月現在